

平成26年度

行政監査報告書

帯広市監査委員

帯監査第78号
平成27年3月27日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長 野 原 一 登 様
帯 広 市 公 営 企 業 管 理 者 伊 藤 修 一 様
帯 広 市 教 育 委 員 会 委 員 長 田 中 厚 一 様

帯 広 市 監 査 委 員 西 田 讓
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利
帯 広 市 監 査 委 員 石 井 啓 裕

行政監査報告書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成26年度に実施した行政監査について、
その結果を同条第9項の規定により提出します。

目 次

第1	監査の項目	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象及び方法	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の期間	2
第6	審議会等に関する概要について	2
第7	監査の結果	4
第8	監査結果に関する意見	19
(資 料)		
別表1	附属機関	20
別表2	附属機関に準ずる機関	21

行政監査報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、次のとおり行政監査を実施した。

第1 監査の項目

審議会等の運営及び活動状況について

第2 監査の目的

審議会等の運営及び活動状況については、平成18年度に行政監査を行ったところであるが、前回監査時から年数が経過し、附属機関等の運営について新たな通知が出されるなど環境が変化してきている。

そのため、設置目的の趣旨に沿って適切に運営されているかについて監査し、今後の適正で効率的な市政運営に資することを目的とした。

第3 監査の対象及び方法

1 対象

平成26年10月1日現在、設置している審議会等

※ 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及び要綱等で設置されている附属機関と類似の機能を有する合議制の組織。ただし、市職員及び関係行政機関のみで構成されるものを除く。

(監査をした審議会等は、資料に掲げる52の機関である。)

2 方法

審議会等の事務を所掌している対象課に調書及び関係書類の提出を求め、主に提出された書面を審査し、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第4 監査の着眼点

1 審議会等の設置状況について

(1) 設置根拠や目的は明確か。

(2) 類似のものはないか。

2 審議会等の委員構成について

(1) 委員の選任にあたり女性委員及び公募委員の登用に努めているか。

(2) 委員の在任期間及び兼任状況、年齢層について考慮されているか。

3 審議会等の会議運営について

(1) 会議の開催は周知、公開されているか、また会議録等は作成、公開されているか。

(2) 委員への報酬等に基準が定められ、適正に執行されているか。

4 審議会等の活動状況について

(1) 会議の開催が適切に行われているか。

(2) 会議の成果（答申等）が提出され、その内容が市政に反映されているか。

第5 監査の期間

平成26年11月7日から平成27年3月25日まで

第6 審議会等に関する概要について

1 審議会等の種類について

審議会等の分類は、おおむね下表のとおりである。

区 分		根 拠		
		法律	条例	規則等
附属機関	法律で設置が義務付けられているもの （法令必置）	○		
	法律で設置することができるものとされるもの （法令任意）	○	○	
	市の独自の判断で設置するもの		○	
附属機関に準ずる機関	市の独自の判断で設置するもの			○

2 附属機関として設置する審議会等について

附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項に基づき、執行機関（市長、教育委員会等）の要請により行政執行のために必要な調停、審査、諮問、調査を行うことを職務とする機関である。

附属機関の委員は地方自治法第202条の3第2項により非常勤とされ、また、地方公務員法第3条第3項第2号により特別職の地方公務員に位置づけられている。委員には、地方自治法203条の2により条例に基づき報酬を支給しなければならない。

本市では、委員の報酬額等については帯広市報酬及び費用弁償条例及び同条例施行規則に規定されている。

3 附属機関に準ずる機関として設置する審議会等について

行政需要に対してより弾力的に対応するため、附属機関に準ずる機関として規則や要綱等に基づき設置され、附属機関と同様の機能を果たしている審議会等がある。

附属機関に準ずる機関の委員は、法律及び条例に設置根拠を置かないことから、地方自治法や地方公務員法は適用されない。したがって報酬の支給及び公務災害補償の対象とはならないが、一般的には、役務の提供に対する対価として、報償費や旅費（費用弁償）を支給することは可能であるとされている。

4 本市における審議会等に関する主な通知について

(1) 「附属機関等の効率的運営及び活性化に関する基本方針」

（平成9年2月7日、総務部長通知。以下「基本方針」という。）

(2) 「帯広市附属機関等委員の公募制実施指針」

（平成11年2月18日、総務部長通知。以下「公募制実施指針」という。）

(3) 「附属機関等の運営について」

（平成19年3月23日、総務部長通知。以下「運営通知」という。）

(4) 「附属機関等に係る情報公開の充実について（通知）」

（平成22年2月9日、行政推進室長通知。以下「情報公開通知」という。）

第7 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 審議会等の設置状況について

審議会等について、その必要性や目的が明確であるか、根拠となる条例・規則等が制定され適正に設置されているか、また類似する機関がないかなどに着眼し、監査を行った。

(1) 審議会等の設置根拠について

設置根拠別設置状況については、表1のとおりである。

表1 設置根拠別設置状況

(単位:機関)

区分		附属機関				附属機関に準ずる機関					合計
		法令 必置	法令 任意	条例	小計	法令 任意	規則	要綱	規約	小計	
設置数	H26	7	7	18	32	1	3	14	2	20	52
	H18	7	7	19	33	0	4	5	0	9	42
	増△減	0	0△	1△	1	1△	1	9	2	11	10

※法令必置：法律で設置が義務付けられているものをいう。
 法令任意：法律で設置できると定められており、条例等で設置されたものをいう。
 条例：法律に定めはないが、市の条例で独自に設置されたものをいう。

対象審議会等の設置数52機関のうち、附属機関は32機関で、設置根拠別で見ると「法令必置」が7機関、「法令任意」が7機関、「条例」が18機関となっており、条例設置によるものが半数以上を占めていた。平成18年度に実施した行政監査（以下「前回監査」という。）と比較すると1機関の減となっているが、これは、設置目的が類似していた2機関について見直しを行い統合したことによるものである。

附属機関に準ずる機関は20機関で、「法令任意」が1機関、「規則」が3機関、「要綱」が14機関、「規約」が2機関となっており、要綱設置によるものが7割を占めていた。前回監査と比較すると11機関の増となっている。

なお、監査対象の審議会等はすべて設置根拠を有していた。

(2) 審議会等の設置目的について

目的別設置状況については、表2のとおりである。

表2 目的別設置状況

(単位:機関、%)

年度	区分	附属機関		附属機関に準ずる機関		合計		
		機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	
H26	調停機関	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	審査機関	6	18.8	5	25.0	11	21.2	
	諮問機関	26	81.2	3	15.0	29	55.7	
	調査機関	0	0.0	1	5.0	1	1.9	
	その他	0	0.0	11	55.0	11	21.2	
	合計	32	100.0	20	100.0	52	100.0	
H18	調停機関	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	審査機関	5	15.1	3	33.4	8	19.0	
	諮問機関	25	75.8	2	22.2	27	64.3	
	調査機関	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	その他	3	9.1	4	44.4	7	16.7	
	合計	33	100.0	9	100.0	42	100.0	
増 △ 減	調停機関	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	審査機関	1	3.7	2△	8.4	3	2.2	
	諮問機関	1	5.4	1△	7.2	2△	8.6	
	調査機関	0	0.0	1	5.0	1	1.9	
	その他	△	3△	9.1	7	10.6	4	4.5
	合計	△	1	0.0	11	0.0	10	0.0

※複数回答の場合は、機関として主な区分のみ集計した。

目的別でみると、附属機関は32機関のうち「諮問機関」が26機関と、8割以上を占めていた。一方、附属機関に準ずる機関は20機関のうち「その他」が11機関と、5割以上を占めていた。

前回監査と比較すると、附属機関では審査及び諮問機関の割合が増加し、その他機関の割合が減少しているのに対し、附属機関に準ずる機関は、審査及び諮問機関の割合が減少し、その他機関の割合が増加していた。

なお、今回監査対象とした52機関については、ただちに統廃合すべき類似したものはなかった。

2 審議会等の委員構成について

委員構成については、委員の選任にあたり、女性委員及び公募委員の登用に努めているか、在任期間、兼任状況及び年齢層について考慮されているかなどに着眼し、監査を行った。

(1) 委員数について

委員定数については、基本方針において、可能な限り少数化に努めることとされている。

設置根拠別委員数については、表3のとおりである。

表3 設置根拠別委員数

(単位:機関、人)

区分	附属機関		附属機関に準ずる機関		合計	
	機関数	委員数 (※1)	機関数	委員数 (※1)	機関数	委員数 (※1)
31人以上	1	50	1	51	2	101
26～30人	1	27	2	55	3	82
21～25人	3	65	0	0	3	65
16～20人	6	107	1	16	7	123
11～15人	9	124	6	81	15	205
6～10人	5	47	5	43	10	90
5人以下	3	15	1	5	4	20
委員数変動	0	-	1	-	1	-
選任なし	4	-	3	-	7	-
合計	32	435	20	251	52	686

※委員数(※1)は、平成26年10月1日現在選任されている委員数。

※委員数変動：構成団体のみ決定しており（複数出席可）、会議の都度参加委員数
が変動する機関をいう。

※選任なし：平成26年10月1日現在委員を選任していない機関をいう。

※平成18年度については集計なし。

対象審議会等の委員数は686人で、附属機関は435人、附属機関に準ずる機関は251人となっていた。（平成26年10月1日現在）

なお、条例等により委員定数を規定しているのは52機関中48機関で、附属機関は32機関、附属機関に準ずる機関は16機関であった。

(2) 委員構成について

委員構成については、表4のとおりである。

表4 委員構成

(単位:人、%)

年度	区分	委員数 (※1)	学識 経験者	関係 団体等	市議会 議員	関係行政 機関職員	市職員
H26	附属機関	435	228	158	11	31	7
	附属機関に 準ずる機関	251	84	126	0	22	19
	合計	686	312	284	11	53	26
	構成比率	100.0	45.5	41.4	1.6	7.7	3.8
H18	附属機関	579	141	360	11	47	20
	附属機関に 準ずる機関	118	38	71	0	7	2
	合計	697	179	431	11	54	22
	構成比率	100.0	25.7	61.8	1.6	7.7	3.2
増 △ 減	附属機関	△ 144	87	△ 202	0	△ 16	△ 13
	附属機関に 準ずる機関	133	46	55	0	15	17
	合計	△ 11	133	△ 147	0	△ 1	4
	構成比率	0.0	19.8	△ 20.4	0.0	0.0	0.6

※委員数(※1)は、平成26年10月1日現在選任されている委員数。

※委員構成の区分は、所管課から提出された資料に基づく。

※市職員には、特別職等を含む。

附属機関は、学識経験者が最も多く228人、次いで関係団体等158人、附属機関に準ずる機関は、関係団体等が最も多く126人、次いで学識経験者84人となっており、いずれも学識経験者と関係団体代表等で委員構成の8割以上を占めていた。

専門的知識が求められる審議会等については、主に学識経験者として大学教授や医師、弁護士等が選任される一方、関係団体との調整を図るものや広く市民の意見を聴くための審議会等については、関係団体に委員の推薦依頼を行うほか、公募等により委員を選任しているものが見受けられた。

なお、前回監査と比較すると附属機関で学識経験者の占める割合が増加していた。

(3) 女性委員の登用について

女性委員の登用については、「おびひろ男女共同参画プラン」では登用目標値40%とされている。

また、基本方針では「任命権者が選任の裁量権を有している場合で、学識経験者から選出するときは、半数程度を目処として女性の登用に努めること」とされている。

女性委員の登用状況については、表5のとおりである。

表5 女性委員の登用状況

(単位:機関、人、%)

年度	区分	機関数 (※1)	女性委員の登用割合別の機関数						委員数 (※2)	女性 委員数
			選任なし	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上		
H26	附属機関	28	0	0	3	7	5	13	435	144
	附属機関に 準ずる機関	15	1	3	1	6	1	3	225	63
	合計	43	1	3	4	13	6	16	660	207
	構成比率	100.0	2.3	7.0	9.3	30.2	14.0	37.2	-	31.4
H18	附属機関	33	2	2	3	6	6	14	579	172
	附属機関に 準ずる機関	9	0	1	0	0	4	4	118	42
	合計	42	2	3	3	6	10	18	697	214
	構成比率	100.0	4.8	7.1	7.1	14.3	23.8	42.9	-	30.7
増 △ 減	附属機関	△ 5	△ 2	△ 2	0	1 △	1 △	1 △	△ 144	△ 28
	附属機関に 準ずる機関	6	1	2	1	6 △	3 △	1	107	21
	合計	1 △	1	0	1	7 △	4 △	2 △	△ 37	△ 7
	構成比率	0.0 △	2.5 △	0.1	2.2	15.9 △	9.8 △	5.7	-	0.7

※機関数(※1)は、平成26年10月1日現在委員を選任している機関のうち、個人に委嘱又は依頼している機関数。

※委員数(※2)は、委員数(※1)のうち、個人に委嘱又は依頼している委員数。

平成26年10月1日現在、女性委員の登用率が40%以上の機関数は16機関であり、全委員に占める女性委員の割合は31.4%となっていた。

一方、附属機関に準ずる機関で、全く女性が登用されていない機関が1機関見受けられた。

なお、女性委員の登用率が40%以上のものについて前回監査と比較すると、機関数で2機関、5.7ポイントの減少、女性委員数で7人の減少、0.7ポイントの増加となっていた。

(4) 公募委員の登用について

公募委員の登用については、行政の多様化や住民要望の多岐化に的確に対応するため、幅広い住民意見を反映するとともに住民の市政への参加機会の拡大を図ることを目的とし、公募制実施指針を定め、公募委員の導入が図られてきている。

公募委員の登用状況については、表6のとおりである。

表6 公募委員の登用状況

(単位:機関、人、%)

年度	区分	機関数	公募枠有機関数	委員数 (※1)	公募による委員の選任		公募有の機関の周知方法			
					機関数	委員数	広報おびひろ	ホームページ	SNS	その他
H26	附属機関	28	14	435	13	27	13	10	6	1
	附属機関に準ずる機関	17	2	251	2	3	2	2	2	1
	選任なしの機関	7	5	-	-	-	3	5	1	1
	合計	52	21	686	15	30	18	17	9	3
	構成比率	100.0	40.4	-	33.3	4.4	-	-	-	-
H18	附属機関	33	-	579	10	26				
	附属機関に準ずる機関	9	-	118	3	5				
	選任なしの機関	-	-	-	-	-				
	合計	42	0	697	13	31				
	構成比率	100.0	0.0	-	31.0	4.4				
増△減	附属機関	△ 5	-	△ 144	3	1				
	附属機関に準ずる機関	8	-	133	△ 1	△ 2				
	選任なしの機関	-	-	-	-	-				
	合計	-	-	△ 11	2	△ 1				
	構成比率	0.0	40.4	-	2.3	0.0				

※委員数(※1)は、平成26年10月1日現在選任されている委員数。

※周知方法については、複数回答である。

審議会等52機関のうち、委員の公募枠があるものは21機関であり、平成26年10月1日現在、公募委員を登用している審議会等は15機関、委員数は30人となっていた。

公募周知方法は、広報おびひろ及び市ホームページのほか、ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という。)等を活用している機関も見受けられた。

なお、公募委員を登用している審議会等について前回監査と比較すると、機関数は2機関増加しているが、委員数は1人減少していた。この原因は公募者数に対し応募者が少なかったことなどによるものであった。

(5) 委員の在任期間について

長期選任の解消については、基本方針において、より広く意見を求め、附属機関等の活性化を図るため、極力同一人物の長期にわたる選任を回避するよう努めることとし、在職期数5期又は在職年数10年を目途とするとしてされている。

委員の在任期間については、表7のとおりである。

表7 委員の在任期間

(単位:人、%)

年度	区分	委員数 (※3)	2年未満	2年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	16年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
H26	附属機関	435	230	98	84	20	3	0	0
	附属機関に 準ずる機関	225	91	71	48	10	1	2	2
	合計	660	321	169	132	30	4	2	2
	構成比率	100.0	48.6	25.6	20.0	4.6	0.6	0.3	0.3
H18	附属機関	579	361	109	94	10	3	1	1
	附属機関に 準ずる機関	118	63	20	23	9	2	0	1
	合計	697	424	129	117	19	5	1	2
	構成比率	100.0	60.8	18.5	16.8	2.7	0.7	0.2	0.3
増 △ 減	附属機関	△ 144	△ 131	△ 11	△ 10	10	0	△ 1	△ 1
	附属機関に 準ずる機関	107	28	51	25	1	△ 1	2	1
	合計	△ 37	△ 103	40	15	11	△ 1	1	0
	構成比率	0.0	△ 12.2	7.1	3.2	1.9	△ 0.1	0.1	0.0

※委員数(※3)は、委員数(※1)のうち、所管課が在任期間を把握している委員数。

委員の任期については審議会のほとんどが2年と定めており、2年未満の委員がおよそ半数を占めているが、半面、再任を妨げないとの規定に基づき10年以上15年未満が30人、16年以上20年未満が4人、20年以上が4人と、長期にわたって選任している委員も見受けられた。

なお、前回監査と比較すると、2年未満の委員の割合が12.2ポイント減少し、2年以上10年未満の委員の割合が10.3ポイント増加していたほか、委員総数は37人減少しているが、10年以上の委員が11人増加していた。

(6) 委員の兼任状況について

委員の兼任については、運営通知において、「3団体以上の附属機関等を兼任している場合には、それぞれ附属機関等の担当部局や関係団体と連携をとり、兼任の解消に努めること」とされている。

委員の兼任状況については、表8のとおりである。

表8 委員の兼任状況

(単位:人、%)

年度	区分	1機関	2機関	3機関	4機関	5機関	実委員数	委員数 (※2)
H26	委員数	493	61	8	4	1	567	660
	構成比率	86.9	10.8	1.4	0.7	0.2	100.0	-
H18	委員数	510	60	17	4	0	591	697
	構成比率	86.3	10.1	2.9	0.7	0.0	100.0	-
増△減	委員数	△ 17	1	△ 9	0	1	△ 24	△ 37
	構成比率	0.6	0.7	△ 1.5	0.0	0.2	0.0	-

※委員数(※2)は、委員数(※1)のうち、個人に委嘱または依頼している委員数。

委員の兼任状況については、最大で5機関を兼任している委員が1人、4機関を兼任している委員が4人、3機関を兼任している委員が8人、2機関を兼任している委員が61人となっていた。

なお、前回監査と比較すると、3機関兼任の委員が9人減少しているが、5機関兼任の委員が1人増加していた。これらの委員については、団体等からの推薦による委員がほとんどであった。

(7) 委員の年齢構成について

委員の年齢構成については、基本方針において、各年代層からバランスよく選任し、特に青年層からの登用に努めることとされている。

委員の年齢構成の状況については、表9のとおりである。

表9 委員の年齢構成

(単位:人、%)

区分	委員数 (※4)	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上
附属機関	435	5	36	73	151	110	56	4
附属機関に 準ずる機関	199	2	13	47	75	43	18	1
合計	634	7	49	120	226	153	74	5
構成比率	100.0	1.1	7.7	18.9	35.7	24.1	11.7	0.8

※委員数(※4)は、委員数(※1)のうち、所管課が年齢層を把握している委員数。

年齢別に見ると50歳代が35.7%と最も多く、次いで60歳代が24.1%となっており、合計で全体のおよそ6割を占めていた。

また、附属機関に準ずる機関のうち、委員の年齢構成を把握していない審議会等も2機関見受けられた。

(8) 委員の任期等について

附属機関の委員の任期については、任期の規定がない1機関を除き、委員の任期はすべて1年～3年の間で年数が定められていた。一方、附属機関に準ずる機関については、任期の規定がない5機関を除き、年数で規定している機関が11機関、「依頼を受けた日から報告まで」というように期限を限定して規定している機関が4機関であった。

3 審議会等の会議運営について

会議運営については、会議開催にあたり事前周知及び公開がされているか、会議録等が作成、公開されているか、委員への報酬等に基準が定められ、適正に執行されているかなどに着眼し、監査を行った。

(1) 会議開催周知及び公開について

会議開催周知については、情報公開通知において、会議の公開の有無にかかわらず、市ホームページ（行事管理システム）等を通じて開催の案内を行うこととされている。

また、会議公開の有無については、基本方針において、「外交上の配慮から非公開とすべきもの」「プライバシーを保護するため非公開とすべきもの」「企業の秘密・情報を保護するため非公開とすべきもの」「方針が未決定のため、公開することにより混乱を招くおそれのあるもの」「利害関係者があり、公開することにより特定の者に不利益を与えるおそれのあるもの」を除き、原則として会議を公開するよう努めることとされている。

会議開催周知及び公開状況については、表10のとおりである。

表 10 会議開催周知及び公開状況

(単位:機関、%)

区分	機関数	会議開催周知					会議公開状況		
		周知あり	ホームページ	SNS	その他	周知なし	公開	うち一部非公開	非公開
附属機関	32	21	16	11	4	11	25	10	7
附属機関に準ずる機関	20	8	7	5	2	12	11	2	9
合計	52	29	23	16	6	23	36	12	16
構成比率	100.0	55.8	-	-	-	44.2	69.2	23.1	30.8

※平成26年10月1日現在委員を選任していない機関については、直近の会議での状況による。

※開催周知方法は複数回答である。

開催周知をしている機関は、附属機関で21機関、附属機関に準ずる機関で8機関、計29機関であり、約6割となっていた。

周知方法については、ホームページによるものが23機関と最も多く、次いでSNSが16機関、その他報道機関や広報によるものが6機関となっていた。

開催周知をしていない機関は、審議内容に個人情報や方針未決定のものなどが含まれることから会議を非公開とし、開催周知していないとする

機関がほとんどであったが、一部、会議を公開しているにもかかわらず開催周知をしていない機関も7機関見受けられた。

会議公開の有無については、公開が36機関であり、そのうち審議内容に個人情報や方針未決定のものなどが含まれる場合は一部非公開とする機関が12機関となっていた。

なお、非公開としている機関については、法律等や基本方針において非公開とすべきと規定されている機関がほとんどであった。

(2) 会議録の作成及び公開について

会議録の作成については、基本方針及び情報公開通知において、会議の公開の有無にかかわらず、開催日程、出席委員、説明員（事務局）、議事内容等の概要を記した要点筆記は最低限作成するものとされている。

また、作成した会議録等は、会議公開の場合はすべて公開、非公開とした会議についても会議の概要を記載して公表するものとし、課備付のほか、市ホームページ上で公開することとされている。

会議録の作成及び公開状況については、表11のとおりである。

表 1 1 会議録の作成及び公開状況

(単位:機関、%)

区分	機関数	会議録の作成・公開状況		
		作成	うち公開	未作成
附属機関	32	28	27	4
附属機関に準ずる機関	20	17	7	3
合計	52	45	34	7
構成比率	100.0	86.5	65.4	13.5

会議録を作成している機関は、附属機関で28機関、附属機関に準ずる機関で17機関、計45機関であり、およそ9割が作成していた。そのうち、会議録を公開しているのは、附属機関で27機関、附属機関に準ずる機関で7機関、計34機関であり、およそ7割となっていた。

また、会議録を作成しているとした機関のうち、一部未作成のものがあつた。

なお、会議録を作成していない7機関は、附属機関及び附属機関に準ずる機関ともに、すべて会議非公開の機関であつた。

(3) 委員への報酬等について

附属機関の委員に対する報酬については、地方自治法第203条の2により条例で報酬額及び支給方法等を定め支給しなければならないこととされており、本市では、帯広市報酬及び費用弁償条例及び同条例施行規則の規定に基づき支給することとなる。

一方、附属機関に準ずる機関においては、地方自治法の規定は適用されないが、役務の提供に対する対価として、報償費及び旅費を支給することはできると解されている。

委員への報酬等の支出科目及び支出根拠の状況については、表12のとおりである。

表12 委員への報酬等の支出科目及び支出根拠

(単位:機関、%)

区分	機関数	報酬	うち		報償費	うち		支給なし
			条例等	条例等を準用		条例等を準用	その他	
附属機関	32	32	32	0	0	0	0	0
附属機関に準ずる機関	20	3	0	3	12	11	1	5
合計	52	35	32	3	12	11	1	5
構成比率	100.0	67.3	91.4	8.6	23.1	91.7	8.3	9.6

附属機関については、すべての機関において、条例等を根拠とし委員に対する報酬を支給していた。また、帯広市外からの出席委員に対して費用弁償旅費を支給していた機関が1機関あった。

一方、附属機関に準ずる機関については、報酬を支給していた機関が3機関、報償費を支給していた機関が12機関、報酬及び報償費のいずれも支給していなかった機関が5機関であった。

支給事務に関する手続きについてはおおむね適正に行われていた。

なお、支給していない理由について確認したところ「行政運営上必要な会議と同様のため」が2機関、「現在まですべて無報酬のボランティアにより進めてきた事業であり報酬等の支給はなじまないため」「関係者による自主的な会議のため」「行政と関係事業者が大半のため」がそれぞれ1機関であった。

4 審議会等の活動状況について

活動状況については、会議の開催が適切に行われているか、会議の成果（答申等）が提出され、その内容が市政に反映されているかに着目し、監査を行った。

(1) 会議開催状況について

会議の開催状況については、表13のとおりである。

表13 会議の開催状況

(単位:機関、%)

区分	年度	機関数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
附属機関	25	32	4	11	6	4	4	1	2
	構成比率	100.0	12.5	34.4	18.8	12.5	12.5	3.1	6.2
	26	32	11	13	5	0	0	0	3
	構成比率	100.0	34.4	40.6	15.6	0.0	0.0	0.0	9.4
附属機関に準ずる機関	25	20	4	2	5	4	0	1	4
	構成比率	100.0	20.0	10.0	25.0	20.0	0.0	5.0	20.0
	26	20	5	5	6	1	0	1	2
	構成比率	100.0	25.0	25.0	30.0	5.0	0.0	5.0	10.0
合計	25	52	8	13	11	8	4	2	6
	構成比率	100.0	15.4	25.0	21.2	15.4	7.7	3.8	11.5
	26	52	16	18	11	1	0	1	5
	構成比率	100.0	30.8	34.6	21.2	1.9	0.0	1.9	9.6
前回監査	17	40	3	10	12	5	5	2	3
	構成比率	100.0	7.5	25.0	30.0	12.5	12.5	5.0	7.5
	18	42	6	20	9	3	0	0	4
	構成比率	100.0	14.3	47.6	21.4	7.2	0.0	0.0	9.5
前回監査と今回監査の増△減	25-17	12	5	3△	1	3△	1	0	3
	構成比率	0.0	7.9	0.0△	8.8	2.9△	4.8△	1.2	4.0
	26-18	10	10△	2	2△	2	0	1	1
	構成比率	0.0	16.5△	13.0△	0.2△	5.3△	0.0	1.9	0.1

※平成17年度は1年間、平成18年度は10月1日現在の開催回数である。

※平成25年度は1年間、平成26年度は10月1日現在の開催回数である。

附属機関は、平成25年度、平成26年度のいずれも年1回の開催が最多であった。これに対し附属機関に準ずる機関は、いずれも年2回の開催が最多であった。

平成25年度中に一度も会議を開催していなかった機関は、附属機関及び附属機関に準ずる機関ともに4機関で計8機関であり、未開催の理由は、すべて「審議案件なし」であった。

平成26年度（10月1日現在）に一度も会議を開催していなかった機関は、附属機関で11機関、附属機関に準ずる機関で5機関、計16機関であったが、このうち8機関については10月1日以降に会議を開催しており、平成27年3月1日現在、会議を開催していない機関は、8機関であった。未開催の理由は、「審議案件なし」が6機関、「今後開催予定」が1機関、「持ち回り開催のみ実施」が1機関であった。

（2）審議結果等の提出状況について

審議結果の提出状況については、表14のとおりである。

表14 審議結果の提出状況

(単位:機関、%)

区分	機関数	答申等あり					答申等なし
			うち答申	うち提言	うち報告書	その他	
附属機関	32	31	16	1	2	19	1
構成比率	100.0	96.9	-	-	-	-	3.1
附属機関に準ずる機関	20	20	1	2	6	12	0
構成比率	100.0	100.0	-	-	-	-	0.0
合計	52	51	17	3	8	31	1
構成比率	100.0	98.1	-	-	-	-	1.9

※答申等ありの内訳については、複数回答である。

※平成25年以前に答申等が提出されたものを含む。

審議会等52機関のうち、附属機関で31機関、附属機関に準ずる機関で20機関、計51機関において、これまでに答申等の成果が見受けられた。

答申等のうち、その他については、各種計画の策定や進捗状況について意見等を述べたものや、認定審査、調査等が行われたものが含まれている。

なお、1機関において答申等がなされなかった理由は、「審議すべき申請案件がなかったため」であった。

(3) 審議結果等の市政への反映状況について

審議結果の市政への反映状況については、表15のとおりである。

表15 審議結果の市政への反映状況

(単位:機関、%)

区分	機関数 (※2)	反映等	反映等				反映 なし
			うち 反映	うち 予算化	うち 参考	その他	
附属機関	31	31	17	2	14	1	0
構成比率	100.0	100.0	-	-	-	-	0.0
附属機関に 準ずる機関	20	20	15	1	6	1	0
構成比率	100.0	100.0	-	-	-	-	0.0
合計	51	51	32	3	20	2	0
構成比率	100.0	100.0	-	-	-	-	0.0

※機関数(※2)は、審議結果が提出された機関数。
※反映等ありの内訳については、複数回答である。
※平成25年度以前に反映されたものを含む。

これまでに提出された審議結果等については、すべて市政に反映されていた。

5 前回指摘事項等への取組状況について

前回監査の指摘事項等については、おおむね改善されていた。

しかし、委員の長期選任が解消されていない機関や、会議録が作成されていない機関が見受けられるなど、一部に是正されていないものがあった。

第8 監査結果に関する意見

審議会等の運営及び活動状況について監査した結果、おおむね適正に運営されていましたが、会議の運営や委員の選任等について、一部に改善が望まれる機関が見受けられました。

会議運営については、会議を開催していない機関がありますが、設置目的に沿って会議を開催するよう検討する必要があると考えます。

また、会議録の未作成や、開催周知及び会議録の公開を行っていない機関がありますが、より透明性の高い行政運営を進めるためには、市民の「知る権利」を保障し市民に的確に情報を発信することが重要であることから、審議経過等を確認できる会議録は全ての会議について作成し、開催の周知と会議録の公開についても、会議公開の有無にかかわらず実施することが必要と考えます。

次に、委員の選任については、女性委員の登用が進んでいない機関や、長期選任や兼任が解消されていない機関がありますが、女性委員の登用については、法令等により構成委員が限定されているものや、団体等からの推薦により、登用が困難な審議会等もあるものと考慮できますが、運営通知のほか、男女共同参画プランに基づき、男女がともに活躍できる社会となるよう、引き続き、登用に努められますことを望みます。

一方、長期選任や兼任については、委員の負担軽減や、より多くの市民の意見を取り入れるため、基本方針に基づき、可能な限り解消に努めることは必要であります。審議会等の設置目的から専門性等が求められるほか、委員構成が規定されているなど、解消が困難な場合も見受けられ、前回の行政監査結果と比較しても状況に変化が見られないことから、通知後、相当の年数が経過している現行の基本方針の検証見直しも必要と考えます。

審議会等は、行政の多様化及び市民要望の多岐化に柔軟かつ的確に対応し、市民とともに協働のまちづくりを進めていくうえで、大変重要な役割を担っています。今後とも一層の効率的運営及び活性化に努められますよう期待いたします。

資

料

対象審議会等

別表1 附属機関

No.	担当部	担当課	審議会等の名称	設置根拠
1	政策推進部	企画課	帯広市総合計画策定審議会	条 例
2	総務部	総務課	帯広市防災会議	法令必置
3			帯広市国民保護協議会	法令必置
4			帯広市資産公開等審査会	条 例
5			職員課	帯広市特別職報酬等審議会
6		行政推進室	帯広市情報審査会	条 例
7		市民活動部	安心安全推進課	帯広市交通安全市民会議
8	帯広市消費生活審議会			条 例
9	市民環境部	国保課	帯広市国民健康保険運営協議会	法令必置
10		環境都市推進課	帯広市環境審議会	法令任意
11		清掃事業課	帯広市廃棄物減量等推進審議会	法令任意
12	保健福祉部	社会課	帯広市民生委員推薦会	法令必置
13			帯広市健康生活支援審議会	条 例
14		障害福祉課	帯広市障害者自立支援審査会	法令必置
15		介護保険課	帯広市介護認定審査会	法令必置
16	こども未来部	青少年課	帯広市青少年問題協議会	法令任意
17	農政部	農村振興課	帯広市有林野管理経営審議会	条 例
18	都市建設部	都市計画課	帯広市都市計画審議会	法令任意
19		建築指導課	帯広市建築審査会	法令必置
20		みどりの課	帯広市緑化審議会	条 例
21		住宅課	帯広市公営住宅審議会	条 例
22	上下水道部	総務課	帯広市公営企業経営審議会	条 例
23	学校教育部	学校教育課	帯広市奨学生選考委員会	条 例
24			帯広市教科用図書選定委員会	条 例
25		教育研究所	帯広市教育研究所運営委員会	条 例
26		学校給食共同調理場	帯広市学校給食共同調理場運営委員会	条 例
27	生涯学習部	生涯学習課	とからプラザ運営審議会	条 例
28		文化課	帯広市文化財審議委員会	条 例
29			帯広市民文化ホール運営審議会	条 例
30		図書館	帯広市図書館協議会	法令任意
31		百年記念館	帯広百年記念館運営審議会	条 例
32		スポーツ振興室	帯広市スポーツ推進審議会	法令任意

別表2 附属機関に準ずる機関

No.	担当部	担当課	審議会等の名称	設置根拠
1	政策推進部	企画課	帯広市まちづくり基本条例市民検討委員会	要 綱
2		政策室	十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会	要 綱
3	総務部	行政推進室	帯広市行財政改革推進市民委員会	要 綱
4	市民活動部	市民活動推進課	帯広市市民提案型協働のまちづくり支援事業審査選考委員会	要 綱
5	保健福祉部	高齢者福祉課	帯広市高齢者虐待防止ネットワーク	要 綱
6			帯広市地域包括支援センター運営協議会	要 綱
7		介護保険課	帯広市地域密着型サービス運営委員会	要 綱
8			帯広市老人ホーム入所判定会議	要 綱
9	こども未来部	青少年課	帯広市青少年センター運営協議会	要 綱
10	商工観光部	商業まちづくり課	帯広市地域公共交通活性化協議会	法令任意
11		工業労政課	帯広市産業振興会議	要 綱
12	農政部	農村振興課	帯広市森林整備計画実行管理推進チーム	規 約
13			帯広市ばんえい競馬検討委員会	要 綱
14	都市建設部	都市計画課	帯広市都市環境デザイン委員会	要 綱
15		みどりの課	帯広の森づくり協議会	規 約
16	学校教育部	企画総務課	帯広市学校教育市民検討委員会	要 綱
17		学校教育課	帯広市教育支援委員会	規 則
18	生涯学習部	文化課	帯広市文化賞文化奨励賞選考委員会	規 則
19		図書館	帯広市市民文芸誌編集委員	規 則
20	消防本部	消防課	帯広市救急業務高度化連絡協議会	要 綱